

# 厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子に対する パブリックコメントの実施結果について

## 1 意見募集期間

令和7年10月29日（水曜日）から令和7年11月28日（金曜日）まで

## 2 意見の件数等

- |                |     |
|----------------|-----|
| (1) 意見をいただいた人数 | 16人 |
| (2) 意見の件数      | 16件 |
| (3) 案に反映した意見の数 | 0件  |

## 3 意見と市立病院の考え方

No.	意見の概要	市立病院の考え方	反映したもの
<b>改正内容について</b>			
1	市立病院は市民の最後の砦である。今回の資料からは、市民と市民以外の利用割合が不明であるが、基本料金は、今回の改定額以上にした上で市民に対しては30%や40%の割引としておく方が今後の条例改正も、割引パーセンテージを変更するだけで済むので、将来的にも良いのではないだろうか。	利用割合につきましては、市内が約8割、市外が約2割となっています。 市民と市民以外の金額差につきましては、一律の医療サービスを提供している側面から、区分をしていませんが、病室利用料につきましては、提供する療養環境が異なることから、金額差を定めています。 金額につきましては、各項目に上限額を設定し、その範囲内で金額を定めることで、物価等の上昇に合わせた即効性のある対応が図れるようになると考えています。	
2	厚木市に納税している人としていない人の差を広げて欲しい。 新生児に関する費用は、なるべく負担を上げてほしくない。こちらも市内の方と市外を区別又は市内の方に、限定した方がよい。 この様なサービスを、受けられる事で新しい若い方達が厚木市に住んで頂く選択肢にもなるかもしれない。	また、新生児に関する費用につきましては、改正に伴い、一定程度の負担は増えますが、市立病院が引き続き、地域の小児・周産期医療を担うことで、市民の皆様が安心して産み・育てられる環境を整えてまいります。	

3	<p>厚木市で安心安全な医療を受診する為には賛成です。</p> <p>ただ、受診控えが起きない対応も同時に必要だと思います。</p>	<p>改正後の金額につきましては、各項目に定める上限額の範囲内で院内基準（物価や人件費の上昇、各項目の利用状況及び市立病院の経営状況、近隣医療機関の金額等）を基に総合的に判断し、定めてまいります。</p>	
4	<p>医療の現場の充実を計るため、また、勤労意欲、モチベーションを維持する為にも必要な使用料等の料金のアップは必要だと思います。</p> <p>ただ、年金受給者、また生活困難者など収入に考慮する事は必要だと思います。</p>	<p>御意見につきましては、今後の取組において参考とさせていただきます。</p>	
5	<p>私は厚木市民として、今回の診療費等の改定内容を拝見しました。特に診断書などの文書料については、利用者にとっても負担が大きい項目であり、さらに 1,000 円の値上げとなると、家計への影響も少なくないと思います。</p> <p>ただし、物価や人件費の高騰に対応するための見直しであり、病院職員の賃上げや人材確保に実際につながるのであれば、適切な値上げだと感じます。</p> <p>ぜひ、値上げ分が現場の待遇改善や透明性のある運用をお願いします。また、将来的には電子診断書など、患者や家族が手續をしやすい仕組みづくりも進めていただけるとありがたいです。</p>		

6	<p>今まで当たり前だったものや事がこれからは当たり前ではない。過去の実績とかは関係なく、これからどうするかだけ。変えるべきところは変えましょう。</p> <p>エアラインのエコノミークラス、ビジネスクラス、ファーストクラスのように加入する医療保険のランクによって受けられる治療を変えている国もあります。</p>	<p>御意見につきましては、今後の取組において参考とさせていただきます。</p> <p>医療保険のランクにつきましては、国が全国一律に、誰でも平等に医療を受けられるよう、国民皆保険制度を採用しております。</p>	
7	<p>人件費・さまざまな物品の値段が上がっているので、医療に関わる費用が上がるのを致し方ないと思います。</p> <p>また、市立病院だけでなく市内の他の医療機関も医療に関わる費用を上げられるような行政からの働きかけ、診療報酬の改定又は行政からの金銭的支援が必要だと思います。</p>	<p>人件費や物価の上昇に対し、それらが診療報酬に適切に転嫁されていないことから、全国的に病院の経営が悪化しています。</p> <p>このため、市立病院だけでなく、厚木市としても、市長が神奈川県知事に直接伝えるなど、国や県に対し、人件費や物価の状況に即した診療報酬の改定と、補助金等による十分な財政支援を要望しています。</p>	
8	<p>各種費用の高騰に伴い診療費含め値上げする方向にあるのは理解できるが、そもそも東名厚木病院、湘南厚木病院などと比較して医療費は高いのか安いのか、医療機器などの豊富さはどうなのか、医療の質はどうなのかななど比較があり、その中であの大きさの市民病院をどの様な立ち位置で維持して行く必要があるのかなど説明をまずちゃんとすべきだと思う。</p>	<p>保険診療につきましては、公定価格である診療報酬で定められています。</p> <p>今回改正する使用料及び手数料は、近隣の民間病院と比較すると低い傾向にあります。</p> <p>市立病院は、地域の基幹病院として、27の診療科、集中治療室を含む347の病床において、救急医療を始め、小児・周産期、感染症、災害時対応等の政策的な医療を担ってお</p>	

	<p>上記の内容を説明された後、納得出来れば高くても市民病院に行くのでは？</p> <p>現状40年厚木に住んでいますが、県立病院の時代から怖くてこの病院にからず、民間病院、北里大学病院しか行ったことはない。</p>	<p>り、高度な検査機器や手術支援ロボットなどを用いた診療を行っています。</p>	
--	--	---	--

### その他

9	<p>病院の看護師の待遇を良くしてもっとしっかりと受け答え出来る方を。また先輩の指導もお願いします。</p>	<p>職員の接遇につきましては、市民の皆様に信頼される医療の提供に向け、定期的に研修等を行っているほか、適時指導しています。</p> <p>御意見につきましては、今後の取組において参考とさせていただきます。</p>	
10	<p>確認しないのも悪いがあまり情報が無いため利用していない。</p>	<p>市立病院の情報は、院内掲示及び病院ホームページにおいて公表しています。</p>	
11	<p>包括センターのご活動に感謝しています。お世話にはなっていませんが今後は何卒よろしく。</p>	<p>今後とも、市民の皆様に信頼される医療の提供に努めてまいります。</p>	
12	<p>精神科の外来通院の主治医をもっと若くてしっかり診察してくれる主治医を外来で見てほしい。</p>	<p>御意見につきましては、今後の取組において参考とさせていただきます。</p>	
13	<p>市立病院の診療費改定より市立病院の医療の質が悪いので医療の質向上の為慈恵医大の医師では無く近隣の大学病院の医師にして下さい。</p> <p>小児科の質も悪いです。医療ミスに近い事が多い為具合が悪くなると市立病院では無く伊勢原協同病院や東海大に行かれている方が多いです。</p>	<p>市立病院では、市民の皆様に安全で良質な医療を提供することを基本方針の一つに掲げ、小児科を含めた各診療科で安全で良質な医療の提供に努めています。</p> <p>また、第三者機関による中立的かつ科学的立場による「病院機能評価」を受審し、令和6年7月に認定を受け、医</p>	

	<p>近隣のクリニックで紹介状を書いて貰うのに厚木市は市立病院となりますですが市立病院の質が悪くて診察受けてその後悪化して伊勢原協同や東海大に入院している方が多数います。市立病院に入院して退院した次の日に東海大に入院した事もあります。診療費の改定より診療の質を改善してから診療費の改定を行うべきです。間に合わせの病院にもならないです。早急に改善して下さい。子供の命が守れないです。</p>	<p>療の質と安全が確保できていると評価されています。</p> <p>加えて、学会や研修会への積極的な参加など、医療の質の向上にも努めています。</p> <p>今後とも、市民の皆様に信頼される医療の提供に努めてまいります。</p>	
14	<p>入院や通院時に、保険の手続が出来ることを知らない人が多いので、説明してほしいです。</p>	<p>入院や通院時の生命保険等の手続につきましては、加入されている保険により条件や必要書類が異なるため、病院から個別の御案内は行っておりません。</p> <p>必要な手続につきましては、御加入の保険会社へ直接お問い合わせくださいようお願いします。</p>	
15	<p>上落合近辺までの送迎バスが欲しい。</p>	<p>送迎バスにつきましては、神奈川中央交通のバス停留所が近隣に2箇所設置されていることから、市立病院事業としての実施は予定しておりません。</p> <p>ご自宅からのバス路線をご利用いただきますようお願いいたします。</p>	
16	<p>金銭どうの、で申し訳ないのですが、赤字の噂は前から聞いていました。</p> <p>今回は患者が少なくなった</p>	<p>職員の接遇につきましては、市民の皆様に信頼される医療の提供に向け、定期的に研修等を行っているほか、適</p>	

	<p>原因の一つを申し訳ないので すが、以前からナースとドク ターのあり方が変わった事で す。</p> <p>先日は、4時間待って、ひど すぎると言ったら、ドクター が、だって忙しいんだからと、 やり返され検査結果は4秒で 終わった。私の前に順番が来 ていたおじさんが、怒りの限 界が来て、もうこんな病院二 度と来ないと診療しないで、 帰てしまい、こういう事が 広がる事もあります。その他、 いろいろ体験しています。市 立病院は、崩れています。</p>	<p>時指導しています。今回の御 意見につきましても、今後の 取組において参考とさせてい ただきます。</p> <p>また、患者さんの待ち時間 につきましては、事前予約制 とするなど、待ち時間の軽減 に努めていますが、診察内容 や緊急対応等によってはお時 間をいただく場合があります。</p>	
--	--	--	--

#### 4 お問合せ先

- (1) 担当課名 医事課
- (2) 連絡先 046-221-1570

#### 5 結果公開日

令和8年2月11日 公開

# 厚木市立病院の診療費等に関する条例及び条例施行規程の一部改正の骨子

## 1 改正の趣旨

市立病院は、地方公営企業として経済性を発揮しながら、様々な社会情勢の変化に応じた運営をしていますが、昨今の物価高騰や人件費の上昇の影響により、当院を含めた多くの医療機関の経営が厳しい状態に置かれています。これは、病院収益の根幹である診療報酬について、費用の増加が適切に転嫁されていないことが根底にあり、全国の医療関係団体が人件費や物価高騰に見合った診療報酬の改定を強く要望しています。これらを受け、令和7年6月に閣議決定された「骨太の方針2025」の中では「経済・物価動向に相当する増加分」を加算する方針が明示されました。

一方で、市立病院における使用料及び手数料の徴収については、地方自治法に基づき、厚木市立病院の診療費等に関する条例（以下「条例」という。）で定めていますが、価格を改定するには条例改正の手続に一定期間を要することから、急激なインフレ下においては、即効性のある価格改定が難しい状況です（民間医療機関は、即時改定）。

以上のことから、物価高騰や人件費上昇の影響に即した病院運営に向け、使用料及び手数料の規定を改めるとともに、選定療養費について、多焦点眼内レンズと長期収載品を新たに規定するため、条例及び条例施行規程の一部を改正するものです。

- 条例で定める使用料及び手数料（①特別の療養環境の提供に係る病室使用料、②文書料③分べん介助料、④新生児介補料、⑤死体処置料）の各項目に上限額を設定
- 条例で定める上限額の範囲内の金額で、規程で金額を設定
- 選定療養費（⑥多焦点眼内レンズの支給、⑦長期収載品）の追加

## 2 条例の現状

使用料及び手数料について、条例で各項目の金額を定めています。

別表第1（第2条関係）

※ 一部抜粋・簡略化

種 別	金 額	
	市 内	市 外
特別の療養環境の提供に係る病室使用料	特別室	1日につき 25,000円
	個室A	1日につき 12,000円
	個室B	1日につき 10,000円
	4人室	1日につき 3,000円
分べん介助料	時間内	80,000円（多胎分べんの場合、2人目に40,000円を加算）
	時間外	112,000円（多胎分べんの場合、2人目に56,000円を加算）
新生児介補料		1日につき 4,000円
死体処置料		1件につき 3,000円

別表第2（第2条関係）

※ 一部抜粋・簡略化

種 別	金 額
普通診断書	1通につき 2,000円
特別診断書	1通につき 5,000円 ②
死亡診断書	1通につき 3,000円
普通証明書	1通につき 1,500円
特別証明書	1通につき 5,000円
死体検査書	1通につき 3,000円

### 3 上限額設定の考え方

- 条例で使用料及び手数料の各項目の金額を規定していますが、条例では上限額を定め、その範囲内において、病院事業管理者が規程で金額を定める形に改めます。
- 上限額については、これまでの上昇分に、今後の上昇見込み分を掛けて算定します。
- これまでの上昇分については、平成30年度を基準とし、給料や委託料などの上昇実績から20%として積算しています。また、新生児介助料及び死体処置料については市立病院開設以来変更していないため、その分も加味して積算しています。
- 今後の上昇見込み分については、2025年5月の消費者物価指数（総務省令和7年6月20日公表）の総合指数が111.8（2020年を100とする）であり、日銀短観における企業の物価見通し（令和7年7月1日公表）においても、5年後は2.3%となっているため、5年間で約10%上がる見込みで積算しています。
- 今後の上昇見込み分を含めて上限額を条例で規定することにより、物価等の上昇に合わせた即効性のある対応が図れるようになります。

各項目の最高金額 × (+) これまでの上昇分 × 今後の上昇見込み分 1.1 = 上限額

### ＜条例で上限額を定めるもの ①～⑤＞【変更】

項 目	計 算 式	上 限 額
①特別の療養環境の提供に係る病室使用料	30,000円 × 1.2 × 1.1 = 39,600円	1日につき 40,000円以内
②文書料	5,000円 × 1.2 × 1.1 = 6,600円	1通につき 7,000円以内
③分べん介助料	112,000円 × 1.2 × 1.1 = 147,840円	1児につき 148,000円以内
④新生児介助料	4,000円 + 2,000円 × 1.1 = 6,600円	1日につき 7,000円以内
⑤死体処置料	3,000円 + 2,000円 × 1.1 = 5,500円	1件につき 5,500円以内

※ 上限額については500円単位で切上げています。

## 4 選定療養費

### ⑥多焦点眼内レンズの支給選定療養費【新設】

市立病院では白内障手術に対し、単焦点眼内レンズによる治療を実施していますが、今後も白内障患者の増加が見込まれることから、遠近どちらも視力回復が可能となる多焦点眼内レンズを使用した白内障手術を選択肢として増やすために、新たに選定療養費として設定します。

単焦点レンズと多焦点レンズの金額差に、追加検査代等を加えた金額を選定療養費として患者から徴収します。

### ⑦長期収載品の選定療養費【新設】

市立病院での医薬品の採用は、先発医薬品か後発医薬品のどちらか一方としているため、現状において選定療養費が生じることは想定していませんが、今後の医薬品の採用や国の動向によって生じる可能性を考慮し、新たに選定療養費として設定します。

長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品の一部）の処方等又は調剤について患者が希望した場合、患者の自己の選択に係るものとして、後発医薬品との差額の1/4に相当する金額を選定療養費として患者から徴収します。

## 5 規程で設定する金額（実際の徴収金額）

条例で定める上限額の範囲内の金額で、病院事業管理者が規程で金額を定める形に改めます。物価高騰や人件費上昇の影響を反映し、条例施行時の金額は以下のとおりとします。

なお、今後の金額についても、院内基準（物価や人件費の上昇、各項目の利用状況及び市立病院の経営状況、近隣医療機関の金額等）を基に総合的に判断し、設定していきます。

### ①特別の療養環境の提供に係る病室使用料【変更】 1日につき ※金額は市内（市外）

種類	上限額 【条例】	実際の徴収金額		
		現在	改正後【規程】	差
特別室	40,000 円	25,000(30,000) 円	18,000(21,000) 円	▲7,000(▲9,000) 円
個室A		12,000(15,000) 円	15,000(18,000) 円	+3,000(+3,000) 円
個室B		10,000(12,000) 円	12,000(15,000) 円	+2,000(+3,000) 円
4人室		3,000(3,600) 円	0 円	▲3,000(▲3,600) 円

※特別室については、使用者増加を図るため、個室AとBの料金幅に合わせて均等に設定するものです。

※4人室については、産科専用の個室となりますが、より快適な環境で出産していただきたいという政策的な観点から、徴収しない方針に変更するものです。

②文書料【変更】 1通につき

種類	上限額 【条例】	実際の徴収金額		
		現在	改正後【規程】	差
普通診断書	7,000 円	2,000 円	2,500 円	+500 円
特別診断書		5,000 円	6,000 円	+1,000 円
死亡診断書		3,000 円	3,500 円	+500 円
普通証明書		1,500 円	2,000 円	+500 円
特別証明書		5,000 円	6,000 円	+1,000 円
死体検案書		3,000 円	3,500 円	+500 円

③分べん介助料【変更】 1児につき

※金額は単胎分べん（多胎分べん）

時間	上限額 【条例】	実際の徴収金額		
		現在	改正後【規程】	差
時間内	148,000 円	80,000(40,000) 円	96,000(48,000) 円	+16,000(+8,000) 円
時間外		112,000(56,000) 円	120,000(60,000) 円	+8,000(+4,000) 円

④新生児介補料【変更】 1日につき

上限額 【条例】	実際の徴収金額		
	現在	改正後【規程】	差
7,000 円	4,000 円	6,000 円	+2,000 円

⑤死体処置料【変更】 1件につき

上限額 【条例】	実際の徴収金額		
	現在	改正後【規程】	差
5,500 円	3,000 円	5,000 円	+2,000 円

6 条例改正のスケジュール（予定）

令和7年10月17日 意見交換会の開催

10月29日～11月28日 パブリックコメントの実施

令和8年1月 例規審査会

2月 厚木市議会議案提出

3月 議決後、改正条例公布（周知）

7月 改正条例施行、改正規程施行